

毎週火・金曜日発行

山口県報

令和6年
9月17日
(火曜日)

目次

○告示

漁業災害補償法第百八条第二項の規定による同意（農林水産政策課）……………

保安林予定森林（萩市）（森林整備課）……………

保安林の指定（宇部市）（森林整備課）……………

急傾斜地崩壊危険区域の指定（砂防課）……………



山口県告示第百六十一号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号）第百八条第五項において準用する同法第百五条の二第三項の規定による届出を審査した結果、次の区域及び区分について同法第百八条第二項の規定による同意があったと認めた。

令和六年九月十七日

山口県知事 村岡 嗣 政

| | | | |
|------|---|----------------------------------|---|
| 区 | 域 | 区 | 分 |
| 小畑区域 | | 総トン数十トン未満の漁船により、主としてはえ縄を使用して営む漁業 | |

山口県告示第百六十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第一項の規定により、保安林を次のように指定する予定である。

令和六年九月十七日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 保安林予定森林の所在場所

萩市大字佐々並字金山四八一六の三、一二五三三、字越埜四八一七から四八一九、四八二二、四八二三

二 指定の目的

水源の涵養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

萩市大字佐々並字金山四八一六の三・一二五三三・字越埜四八一七・四八一八（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、萩市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び萩市農林水産部林政課に備え置いて縦覧に供する。）

一 保安林予定森林の所在場所

萩市大字高佐下字大葉山一五九〇の二、一五九三から一五九五まで、一五九七、一五九七の二から一五九七の三まで、一五九八、一五九九、一〇六三五、一〇六三七の二、一〇六四二、一〇六四六の二、一〇六四六の二九から一〇六四六の二二まで、一〇六四九、一〇六三八、字平畠一〇六四一の二から一〇六四一の三まで、一〇六四一の五、大字須佐字樫ガミゾ北平一〇〇〇一の八、一〇〇〇一の二、字川平一〇〇〇九の一、字カタギミゾ一〇〇一〇、一〇〇一一、字樫ガミゾ西平一〇三六四の一、一〇三六四の三、字樫ガミゾ一〇三六四の二

- 二 指定の目的
土砂の流出の防備
- 三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 次の森林については、主伐は、択伐による。
萩市大字高佐下字大葉山一五九七・一〇六四六の二一・一〇六四六の二二・一〇三四九・一一六三八・大字須佐字檜ガミヅ北平一〇〇〇一の八・一〇〇〇一の二・字川平一〇〇〇九の一(以上八筆について次の図に示す部分に限る。)
 - 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - 3 主伐として伐採をすることができる立木は、萩市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び萩市農林水産部林政課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第二百六十三号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第一項の規定により、保安林を次のように指定する。

令和六年九月十七日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 保安林の所在場所
宇部市大字棚井字鷹巣ヶ浴一三の一、字高尾二六の二、字スワノ坊二六の四、大字船木字迫山二〇の三、二〇の五、字一両畑五〇の一、字石原埜六一の一
- 二 指定の目的
土砂の流出の防備
- 三 指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、宇部市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

令和六年九月十七日印刷
令和六年九月十七日発行

発行所 山口県庁
山口県知事

- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び宇部市産業経済部農林整備課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第二百六十四号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和四十四年法律第五十七号)第三条第一項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域として次の区域を指定する。

令和六年九月十七日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 区域の名称
平地区

二 区域の範囲

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から八号までを順次結んだ線及び標柱一号と八号を結んだ線に囲まれた区域

| 市名 | 大字 | 字 | 地名 | 地番 | 標柱番号 |
|-----|----|-----|------|---------|------|
| 防府市 | 鈴屋 | 山ノ下 | | 一〇五五二の六 | 一号 |
| 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 一〇五五二の六 | 二号 |
| 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 一〇五五二の六 | 三号 |
| 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 一〇五五二の六 | 四号 |
| 〃 | 〃 | 〃 | 三ツ葉山 | 一〇五五〇 | 五号 |
| 〃 | 〃 | 〃 | 神田開 | 一一七の一 | 六号 |
| 〃 | 〃 | 〃 | 北河内 | 一〇九八の一 | 七号 |
| 〃 | 〃 | 〃 | 山ノ下 | 一〇五五三の一 | 八号 |